

愛媛県所在貿易企業における取引契約上の 留意点に関する時系列考察

—2018年アンケート結果の追加版—

吉田友之

はしがき

わが国では1990年代の初めから貿易黒字が拡大する中、輸入インフラの不足が円滑な輸入の障害になっていることなどが米国より指摘された。このような状況の中で輸入促進および対内投資事業の円滑化を図るため、1992年3月に「輸入促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法」(いわゆるFAZ法)が制定された¹⁾。同法を踏まえ愛媛県のFAZ (Foreign Access Zone ; 輸入促進地域) 構想に基づく推進母体を官民の出資により設立し、それを核として各種施設の整備や各種機関の誘致を図り愛媛県松山市港湾域を貿易促進の拠点として機能させ、もって愛媛県経済の活性化に結びつけるべく、全国に先駆けて1993年5月松山港域をFAZとする「愛媛県地域輸入促進計画」が国から承認を受けた。愛媛県ではFAZに指定されるまではさほど貿易が盛んな地域とはいい難かったが、その指定後同地域は官民をあげた貿易振興を行った。このような事情から愛媛県に所在する貿易業者を調査対象とすることは、他の地方に所在するそれらを対象とするのに比べてとくに象徴的な意味があると考えた。

筆者は、愛媛県に所在する貿易業者を対象として1999年に「トレード・タームズ (Trade Terms ; 貿易定型取引条件) の使用実態」についてアンケート調査を実施した (以下、1999と称す)²⁾。この種の調査は一定の時間的間隔をおいて定点的観測を行うことで一層の説得力を

1) 同法は、当初1996年までの時限立法であったが、1995年にその時限が2006年まで延長後同年5月付で廃止となった。

2) ①調査のテーマ:トレード・タームズ (貿易定型取引条件) に関するアンケート調査。②調査の実施期間:1999年11~2000年1月。③調査対象者:ジェトロ愛媛貿易情報センター、(社)愛媛県産業貿易振興協会『愛媛県国際取引企業リスト'97』平成9年12月の企業リストに掲載の企業中、取引形態の項目で直接輸出 (直接・間接輸出併用を含む) ないし直接輸入 (直接・間接輸入併用を含む) との記載のある全業者。ただし、県内に本社を置いていない企業についても調査対象とした。④調査の実施方法:アンケート調査実施に先立ち、ジェトロ愛媛貿易情報センターおよび(社)愛媛県産業貿易振興協会へ本調査の趣旨を説明し (11月上旬)、アンケート票に添付する「アンケート実施の趣旨と回答依頼状」の中に「同調査の趣旨は上記センターおよび協会からも理解を得ている」旨の記載を行い、同調査票を郵送し、返送を依頼した (11月上旬)。ア

有するようになると考え、つづいて2003年(以下、2003と称す)³⁾、2008年(以下、2008と称す)⁴⁾、2013年(以下、2013と称す)⁵⁾の3度にわたりアンケート調査を実施することとなった。4度にわたる同調査から所期の目的は達成できその成果を順次論文にまとめたが、副産物として業者の売買契約にかかわる現状のデータを入手することができた。このデータはとくに中小貿易企業に対して示唆に富む事項の証明ともなっていた。つまりそれは、貿易業者が貿易売買契約で取り決めるべき条件であると理論上いわれていることは、實際上どの程度まで盛り込まれて

ゝ回答がなかった先には「アンケート返送のお願い」を葉書で送付した(11月下旬)。さらに回答がなかった先にはアンケート票を再送し、回答依頼を行った(1月上旬)。⑤回答者数：アンケート調査票送付総数177件で回収数125件であった。そのうち有効回答数は109件で、16件は「直接貿易は行っていない」、「アンケート受取拒否」、「転送期間経過」、「転居先不明」、「回答拒否」、「貿易実績がほとんどない」など無効回答であった。したがって、回収率は70.6% (125件÷177件)、有効回収率は61.6% (109件÷177件)、無効回答を除く有効回答率は67.7% (109件÷(177件-16件))であった。

3) ①調査のテーマ：トレード・タームズ(貿易定型取引条件)に関するアンケート調査。②調査の実施期間：2003年5～9月。③調査対象者：ジェトロ愛媛貿易情報センター、(社)愛媛県産業貿易振興協会『愛媛県国際取引企業リスト2001-2002』平成14年3月の企業リストに掲載の企業中、取引形態の項目で直接輸出ないし直接輸入との記載のある全業者。ただし、県内に本社を置いていない企業については調査対象から除外した。④調査の実施方法：アンケート調査協力依頼状を事前にEメールまたはファクスで送信し(5月下旬)、その後アンケート調査票を郵送し、返送を依頼した(5月下旬)。回答がなかった先にはファクスまたはEメールにより再度の回答依頼を行った(6月中旬)。回答がなかった先にアンケート票を再送し、ファクスで回答依頼を行った(7月初旬)。なお回答がなかった先にファクスにより回答依頼を行った(7月下旬)。⑤回答者数：アンケート調査票送付総数126件で回収数116件であった。そのうち有効回答数は75件で、41件は「直接貿易は行っていない」、「回答拒否」、「破産」、「転居先不明」、「所在地に該当企業がない」、「移転」、「貿易事業は他府県で行っている」など無効回答であった。したがって、回収率は92.1% (116件÷126件)、有効回収率は59.5% (75件÷126件)、無効回答を除く有効回答率は88.2% (75件÷(126件-41件))であった。

4) ①調査のテーマ：トレード・タームズ(貿易定型取引条件)に関するアンケート調査。②調査の実施期間：2008年7～8月。③調査対象者：ジェトロ愛媛貿易情報センター、(社)愛媛県産業貿易振興協会『愛媛県国際取引企業リスト2007-2009』平成19年11月の企業リストに掲載の企業中、取引形態の項目で直接輸出(直接・間接輸出併用を含む)ないし直接輸入(直接・間接輸入併用を含む)との記載のある全業者。④調査の実施方法：アンケート調査票などを郵送し、返送を依頼した(6月下旬)。回答がなかった先にアンケート票などを再送し、再度回答依頼を行った(7月下旬)。⑤回答者数：アンケート調査票送付総数130件で回収数71件であった。そのうち有効回答数67件で、4件は「直接貿易は行っていない」、「休止中」など無効回答であった。したがって、回収率は54.6% (71件÷130件)、有効回収率は51.5% (67件÷130件)、無効回答を除く有効回答率は53.2% (67件÷(130件-4件))であった。

5) ①調査のテーマ：トレード・タームズ(貿易定型取引条件)に関するアンケート調査。②調査の実施期間：2013年1～2月。③調査対象者：ジェトロ愛媛貿易情報センター、(社)愛媛県産業貿易振興協会『愛媛県国際取引企業リスト2012』平成24年3月の企業リストに掲載の企業中、取引形態の項目で直接輸出(直接・間接輸出併用を含む)ないし直接輸入(直接・間接輸入併用を含む)との記載のある全業者。④調査の実施方法：アンケート調査票などをメール便で送付し、返送を依頼した(1月下旬)。⑤回答者数：アンケート調査票送付総数216件で回収数90件であった。そのうち有効回答数82件で、8件(他に1件は返送ではなくメールで「直接貿易なし」と連絡)は「直接貿易は行っていない」など無効回答であった。したがって、回収率は41.7% (90件÷216件)、有効回収率は38% (82件÷216件)、無効回答を除く有効回答率は39.6% (82件÷(216件-9件))であった。

いるのかについてつまびらかにしていた。さらに本稿では2018年に実施したアンケート調査(以下、2018と称す)⁶⁾により得たデータを新たに追加し、都合5回にわたる時系列的考察を行いたい。

第1章では貿易業者は貿易取引上の必須条件として使用するトレード・タームズに対していかなる準拠規則を採用しているのか、第2章では貿易業者がトレード・タームズに対する準拠規則を取り決めていない場合の理由とその対処方法はどのようにしているのか、第3章では貿易売買契約書にどのような内容の紛争解決方法規定を行っているのか、第4章ではウィーン売買条約の理解度、などについて、2018のデータ分析を中心に、併せて1999、2003、2008および2013のデータとの時系列的比較考察を行いたい。そして貿易売買契約書の中で詳細な事項まで売買両当事者間で合意しておくことが理論上最良であるといわれているが、これは実務上と乖離しているのか。乖離があるとすればどのような点であるのかを明らかにしたうえで、中小企業が貿易取引を行う際に契約上の留意点の変貌について言及したい。

第1章 利用トレード・タームズに準拠する規則

1 アンケート結果の比較

「貴社が使用するトレード・タームズは何に準拠していますか」（1～2つ回答）について質問したところ⁷⁾、表1の回答を得た。

2 結果の分析

回答者ベースでは以下のようにになっていた。

1999では、「どの規則にも準拠していない」は2.5社に1社と最も高い回答頻度であった。つぎに「国際商業会議所（ICC）が制定したインコタームズ1990年版」は3.2社に1社、「社内で独自に作成した規則」は6.3社に1社、「同業者団体が規定した規則」は7.8社に1社、「国際商業会議所（ICC）が制定したインコタームズ1980年版」、「1941年改正米国貿易定義」はともに18.8社に1社とつづいていた。

2003では、「どの規則にも準拠していない」は2.7社に1社と最も高い回答頻度であった。つ

6) ①調査のテーマ:トレード・タームズ(貿易定型取引条件)に関するアンケート調査。②調査の実施期間:2018年11～12月。③調査対象者:ジェトロ愛媛貿易情報センター、(公社)愛媛県産業貿易振興協会『愛媛県国際取引企業リスト2018』平成30年3月の企業リストに掲載の企業中、取引形態の項目で直接輸出(直接・間接輸出併用を含まない)ないし直接輸入(直接・間接輸入併用を含まない)との記載のある全業者。④調査の実施方法:アンケート調査票などをメール便で送付し、返送を依頼した(11月)。⑤回答者数:アンケート調査票送付総数172件で回収数69件であった。そのうち有効回答数66件で、3件は「直接貿易は行っていない」など無効回答であった。したがって、回収率は40.1%(69件÷172件)、有効回収率は38.4%(66件÷172件)、無効回答を除く有効回答率は39.1%(66件÷(172件-3件))であった。

7) 以下、本論中で傍点を付けているカッコ内の文はアンケート票の質問文である。

表1 トレード・タームズの準拠規則〔上段：回答者ベース〕⁸⁾ (下段：回答数ベース)⁹⁾ (単位%)

	1999年 〔94件〕 (105件)	2003年 〔75件〕 (62件)	2008年 〔55件〕 (58件)	2013年 〔77件〕 (84件)	2018年 〔63件〕 (72件)
インコタームズ2010年版	選択肢なし ¹⁰⁾	選択肢なし ¹¹⁾	選択肢なし ¹²⁾	14件 〔18.2〕 (16.7)	11件 〔17.5〕 (15.3)
インコタームズ2000年版	選択肢なし	6件 〔8.0〕 (9.7)	12件 〔21.8〕 (20.7)	3件 〔3.9〕 (3.6)	3件 〔4.8〕 (4.2)
インコタームズ1990年版	29件 〔30.9〕 (27.6)	2件 〔2.7〕 (3.2)	1件 〔1.8〕 (1.7)	0件 〔0.0〕 (0.0)	0件 〔0.0〕 (0.0)
インコタームズ1980年版	5件 〔5.3〕 (4.8)	0件 〔0.0〕 (0.0)	0件 〔0.0〕 (0.0)	選択肢なし ¹³⁾	選択肢なし ¹⁴⁾
インコタームズ (何年版かは明示しない)	選択肢なし	5件 〔6.7〕 (8.1)	7件 〔12.7〕 (12.1)	10件 〔13.0〕 (11.9)	14件 〔22.2〕 (19.4)
1941年改正米国貿易定義	5件 〔5.3〕 (4.8)	2件 〔2.7〕 (3.2)	0件 〔0.0〕 (0.0)	2件 〔2.6〕 (2.4)	1件 〔1.6〕 (1.4)
同業者団体が規定した規則	12件 〔12.8〕 (11.4)	3件 〔4.0〕 (4.8)	4件 〔7.3〕 (6.9)	5件 〔6.5〕 (6.0)	2件 〔3.2〕 (2.8)
社内で独自に作成した規則	15件 〔16.0〕 (14.3)	9件 〔12.0〕 (14.5)	7件 〔12.7〕 (12.1)	8件 〔10.4〕 (9.5)	9件 〔14.3〕 (12.5)
どの規則にも準拠していない	37件 〔39.4〕 (35.2)	28件 〔37.3〕 (45.2)	22件 〔40.0〕 (37.9)	36件 〔46.8〕 (42.9)	27件 〔42.9〕 (37.5)
その他	2件 〔2.1〕 (1.9)	7件 ¹⁵⁾ 〔9.3〕 (11.3)	5件 ¹⁶⁾ 〔9.1〕 (8.6)	6件 ¹⁷⁾ 〔7.8〕 (7.1)	5件 〔7.9〕 (6.9)

8) 回答頻度を示す (回答者が選択回答した割合)。

9) 回答比率を示す (全回答数からみて選択回答の占める割合)。

10) 1999年の調査当時には、2010年版インコタームズの刊行前であり、本問の選択肢に「インコタームズ2010年版」は入れなかった。また「2000年版インコタームズ」および「インコタームズ (何年版かは明示しない)」も選択肢に入れていない。

11) 2003年の調査当時には、2010年版インコタームズの刊行前であり、本問の選択肢に「インコタームズ2010年版」は入れなかった。

12) 2008年の調査当時には、2010年版インコタームズの刊行前であり、本問の選択肢に「インコタームズ2010年版」は入れなかった。

13) 2013年の調査当時には、1980年版インコタームズは本問の選択肢には入れなかった。

14) 2018年の調査当時には、1980年版インコタームズは本問の選択肢には入れなかった。

15) *よくわからない。*通関業者、銀行の指導。*どこの規則かわかりません。通関業者、取引先などと自然に決めた。*知らない (3件)。

16) *わかりません (2件)。*決めていない。*知りません。*相手まかせなのでよく知らないがおそらく
5 1941年米国改正貿易定義ではないか。

17) *不明。*わかりません (2件)。*取引先との話し合い。*?。

ぎに「社内で独自に作成した規則」は8.3社に1社、「その他」は10.7社に1社、「国際商業会議所（ICC）が制定したインコタームズ2000年版」は12.5社に1社、「国際商業会議所（ICC）が制定したインコタームズ（何年版かは明示しない）」は15社に1社とつづいていた。

2008では、「どの規則にも準拠していない」は2.5社に1社と最も高い回答頻度であった。つぎに「国際商業会議所（ICC）が制定したインコタームズ2000年版」は4.6社に1社、「国際商業会議所（ICC）が制定したインコタームズ（何年版かは明示しない）」、「社内で独自に作成した規則」はともに7.8社に1社、「その他」は11社に1社とつづいていた。

2013では、「どの規則にも準拠していない」は2.1社に1社と最も高い回答頻度であった。つぎに「国際商業会議所（ICC）が制定したインコタームズ2010年版」は5.5社に1社、「国際商業会議所（ICC）が制定したインコタームズ（何年版かは明示しない）」は7.7社に1社、「社内で独自に作成した規則」は9.6社に1社、「その他」は12.8社に1社、「同業者団体が規定した規則」は15.4社に1社、「国際商業会議所（ICC）が制定したインコタームズ2000年版」は25.7社に1社とつづいていた。

2018では、「どの規則にも準拠していない」は2.3社に1社と最も高い回答頻度であった。つぎに「国際商業会議所（ICC）が制定したインコタームズ（何年版かは明示しない）」は4.5社に1社、「国際商業会議所（ICC）が制定したインコタームズ2010年版」は5.7社に1社、「社内で独自に作成した規則」は7.0社に1社、「国際商業会議所（ICC）が制定したインコタームズ2000年版」は21.0社に1社とつづいていた。

時系列的には、「どの規則にも準拠していない」は、各年とも同じく最も高い回答頻度で推移していた。「国際商業会議所（ICC）が制定したインコタームズ2000年版」は、2003から2008には回答頻度は上昇し、2013、2018には激減していた。これは2010年にインコタームズが改定されたことが影響しているものと考えられる。「国際商業会議所（ICC）が制定したインコタームズ（何年版かは明示しない）」は、2003から2008には回答頻度は上昇し、2013は2008と同じ回答頻度で推移し、2018には回答頻度は上昇していた。「社内で独自に作成した規則」は、各年ともほぼ同じ回答頻度で推移していたが2013はやや低下傾向となっていた。

回答数ベースでは以下ようになっていた。

1999では、「どの規則にも準拠していない」は3分の1強を占め、以下「国際商業会議所（ICC）が制定したインコタームズ1990年版」は3割弱、「社内で独自に作成した規則」は約14%、「同業者団体が規定した規則」は約1割、「国際商業会議所（ICC）が制定したインコタームズ1980年版」、「1941年改正米国貿易定義」はともに約5%の順となっていた。

2003では、「どの規則にも準拠していない」は約45%を占め、以下「社内で独自に作成した規則」は約15%、「その他」は1割強、「国際商業会議所（ICC）が制定したインコタームズ2000年版」は約1割、「国際商業会議所（ICC）が制定したインコタームズ（何年版かは明示しない）」は1割弱、「同業者団体が規定した規則」は約5%、「国際商業会議所（ICC）が制

定したインコタームズ1990年版」, 「1941年改正米国貿易定義」はともに約3%の順となっていた。

2008では, 「どの規則にも準拠していない」は4割弱を占め, 以下「国際商業会議所 (ICC) が制定したインコタームズ2000年版」は2割強, 「国際商業会議所 (ICC) が制定したインコタームズ (何年版かは明示しない)」, 「社内で独自に作成した規則」はともに1割強, 「その他」は1割弱, 「同業者団体が規定した規則」は約7%の順となっていた。

2013では, 「どの規則にも準拠していない」は4割強を占め, 以下「国際商業会議所 (ICC) が制定したインコタームズ2010年版」は2割弱, 「国際商業会議所 (ICC) が制定したインコタームズ (何年版かは明示しない)」は1割強, 「社内で独自に作成した規則」は約1割, 「その他」は1割弱, 「同業者団体が規定した規則」は6%, 「国際商業会議所 (ICC) が制定したインコタームズ2000年版」は約4%, 「1941年改正米国貿易定義」は約2%の順となっていた。

2018では, 「どの規則にも準拠していない」は4割弱を占め, 以下「国際商業会議所 (ICC) が制定したインコタームズ (何年版かは明示しない)」は約2割, 「国際商業会議所 (ICC) が制定したインコタームズ2010年版」は2割弱, 「社内で独自に作成した規則」は1割強, 「その他」は約7%, 「国際商業会議所 (ICC) が制定したインコタームズ2000年版」は約4%, 「同業者団体が規定した規則」は約3%の順となっていた。

時系列的には, 「どの規則にも準拠していない」は, 1999から2003では回答比率が増加し, 2008にかけて同比率は低下に転じ, 2013にかけて再び増加に転じ, 2018に再び低下していた。「社内で独自に作成した規則」は, 1999から2003ではほぼ同比率で推移していたが, 2008, 2013にかけて低下に転じ, 2018に若干盛り返していた。「国際商業会議所 (ICC) が制定したインコタームズ2000年版」は, 2003から2008では回答比率が増加していたが, 2013, 2018にかけて同比率は低下していた。これは2010年にインコタームズが改定されたことが影響しているものと考えられる。「国際商業会議所 (ICC) が制定したインコタームズ (何年版かは明示しない)」は, 2003から2008では回答比率が若干増加していたが, 2013にかけてほぼ同比率で推移し, 2018に増加に転じていた。

第2章 利用トレード・タームズに対する規則の非準拠理由

1 アンケート結果の比較

「(どの規則にも準拠していない方は回答ください) どの規則にも準拠していない理由は何ですか」(2～3つ回答)について質問したところ、表2の回答を得た。

表2 どの規則にも非準拠の理由（非準拠者のみ） [上段：回答者ベース]（下段：回答数ベース）
(単位%)

	1999年 〔37件〕 (89件)	2003年 〔28件〕 (55件)	2008年 〔22件〕 (40件)	2013年 〔36件〕 (74件)	2018年 〔27件〕 (60件)
特に問題が生じたことがないから	31件 〔83.8〕 (34.8)	20件 〔71.4〕 (36.5)	17件 〔77.3〕 (42.5)	32件 〔88.9〕 (43.2)	23件 〔85.2〕 (38.2)
それが長年のやり方であるから	25件 〔67.6〕 (28.1)	11件 〔39.3〕 (20.0)	7件 〔31.8〕 (17.5)	19件 〔52.8〕 (25.7)	9件 〔33.3〕 (15.0)
相手方からの要求がないから	8件 〔21.6〕 (9.0)	7件 〔25.0〕 (12.7)	5件 〔22.7〕 (12.5)	7件 〔19.4〕 (9.5)	10件 〔37.0〕 (16.7)
相手方に準拠規則の採用を説明するのが面倒であるから	0件 〔0.0〕 (0.0)	1件 〔3.6〕 (1.8)	1件 〔4.5〕 (2.5)	0件 〔0.0〕 (0.0)	1件 〔3.7〕 (1.7)
どんな規則があるのか知らないから	12件 〔32.4〕 (13.5)	8件 〔28.6〕 (14.5)	5件 〔22.7〕 (12.5)	12件 〔33.3〕 (16.2)	10件 〔37.0〕 (16.7)
どの規則が適切であるか分からないから	12件 〔32.4〕 (13.5)	6件 〔21.4〕 (10.9)	5件 〔22.7〕 (12.5)	4件 〔11.1〕 (5.4)	7件 〔25.9〕 (11.7)
その他	1件 〔2.7〕 (1.1)	2件 ¹⁸⁾ 〔7.1〕 (3.6)	0件 〔0.0〕 (0.0)	0件 〔0.0〕 (0.0)	0件 〔0.0〕 (0.0)

2 結果の分析

回答者ベースでは以下ようになっていた。

1999では、「特に問題が生じたことがないから」は1.2社に1社、「それが長年のやり方であるから」は1.5社に1社の回答頻度となり、両者ともかなり高い回答頻度であった。つぎに「どんな規則があるのか知らないから」、「どの規則が適切であるか分からないから」はともに3.1社に1社、「相手方からの要求がないから」は4.6社に1社とつづいていた。

2003では、「特に問題が生じたことがないから」は1.4社に1社、「それが長年のやり方であるから」は2.6社に1社の回答頻度となり、両者ともかなり高い回答頻度であった。つぎに「ど

18) *輸入(買い手)なので支払代金で調整できるから。*貿易相手との信頼関係。

んな規則があるのか知らないから」は3.5社に1社, 「相手方からの要求がないから」は4.0社に1社, 「どの規則が適切であるか分からないから」は4.7社に1社とつづいていた。

2008では, 「特に問題が生じたことがないから」は1.3社に1社, 「それが長年のやり方であるから」は3.1社に1社の回答頻度となり, 両者ともかなり高い回答頻度であった。つぎに「相手方からの要求がないから」, 「どんな規則があるのか知らないから」, 「どの規則が適切であるか分からないから」はともに4.4社に1社とつづいていた。

2013では, 「特に問題が生じたことがないから」は1.1社に1社, 「それが長年のやり方であるから」は1.9社に1社の回答頻度となり, 両者ともかなり高い回答頻度であった。つぎに「どんな規則があるのか知らないから」は3.0社に1社, 「相手方からの要求がないから」は5.2社に1社, 「どの規則が適切であるか分からないから」は9.0社に1社とつづいていた。

2018では, 「特に問題が生じたことがないから」は1.8社に1社, 「相手方からの要求がないから」, 「どんな規則があるのか知らないから」はともに2.7社に1社回答頻度となり, 三者ともかなり高い回答頻度であった。つぎに「それが長年のやり方であるから」は3.0社に1社, 「どの規則が適切であるか分からないから」は3.9社に1社とつづいていた。

時系列的には, 「特に問題が生じたことがないから」は, 各年ともにほぼ同じく最も高い回答頻度で推移していた。「それが長年のやり方であるから」は, 概してつぎに高い回答頻度で推移し, 1999から2008には回答頻度は低下傾向がみられたが, 2013には増加に転じた後, 2018には低下していた。「どんな規則があるのか知らないから」は, 1999から2008には回答頻度は低下傾向がみられたが, 2013, 2018にかけて若干増加に転じていた。「どの規則が適切であるか分からないから」は, 1999から2008には回答頻度は低下傾向がみられ, 2013にかけて大幅な低下となっていたが, 2018には増加に転じていた。「相手方からの要求がないから」は, 1999から2008にはほぼ同じ回答頻度で推移し, 2013にかけて若干低下に転じた後, 2018には増加していた。

回答数ベースでは以下ようになっていた。

1999では, 「特に問題が生じたことがないから」は約35%を占め, 以下「それが長年のやり方であるから」は3割弱, 「どんな規則があるのか知らないから」, 「どの規則が適切であるか分からないから」はともに約14%, 「相手方からの要求がないから」は1割弱の順となっていた。

2003では, 「特に問題が生じたことがないから」は約37%を占め, 以下「それが長年のやり方であるから」は2割, 「どんな規則があるのか知らないから」は約15%, 「相手方からの要求がないから」は1割強, 「どの規則が適切であるか分からないから」は約1割の順となっていた。

2008では, 「特に問題が生じたことがないから」は約43%を占め, 以下「それが長年のやり方であるから」は2割弱, 「相手方からの要求がないから」, 「どんな規則があるのか知らないから」, 「どの規則が適切であるか分からないから」はともに約13%の順となっていた。

2013では, 「特に問題が生じたことがないから」は約43%を占め, 以下「それが長年のやり

方であるから」は約26%、「どんな規則があるのか知らないから」は約16%、「相手方からの要求がないから」は約1割、「どの規則が適切であるか分からないから」は約5%の順となっていた。

2018では、「特に問題が生じたことがないから」は4割弱を占め、以下「相手方からの要求がないから」、「どんな規則があるのか知らないから」はともに2割弱、「それが長年のやり方であるから」は15%、「どの規則が適切であるか分からないから」は1割強の順となっていた。

時系列的には、「特に問題が生じたことがないから」は、概して各年で回答比率が高止まりしていた。「それが長年のやり方であるから」は、概して1999から2008では回答比率が低下していたが、2013にかけて同比率は増加に転じた後、2018には低下していた。「どんな規則があるのか知らないから」は、1999から2008には回答比率が低下していたが、2013、2018にかけて若干増加に転じていた。「どの規則が適切であるか分からないから」は、1999から2008ではほぼ同比率で推移し、2013にかけて同比率は低下していたが、2018には若干増加に転じていた。「相手方からの要求がないから」は、各年ともほぼ同比率で推移していたが、2018には若干増加していた。

「特に問題が生じたことがないから」、「それが長年のやり方であるから」の積極的にどの規則にも非準拠とした合計比率は、各年ともほぼ5割強から7割弱の範囲で推移していた。一方、「相手方からの要求がないから」、「どんな規則があるのか知らないから」、「どの規則が適切であるか分からないから」の消極的にどの規則にも非準拠とした合計比率は、概ね3から4割台で推移していた。

第3章 紛争解決方法規定の有無

1 アンケート結果の比較

「貴社が使用する貿易売買契約書の中に紛争解決方法についての規定はありますか」について質問したところ、表3の回答を得た。

2 結果の分析

1999では、「ない……売買当事者には誠意をもって話し合いにより解決をはかるという暗黙の了解があるため」は約44%、「ある……売買当事者が誠意をもって話し合いをおこなう旨の紛争解決規定」は3割弱、「ない……貿易売買契約書自体を作成していない」は約15%、「ある……商事仲裁による紛争解決規定」は約7%、「ある……同業者団体の仲介による紛争解決規定」は約3%、「ある……訴訟による紛争解決規定」は2%を占めていた。

2003では、「ない……売買当事者には誠意をもって話し合いにより解決をはかるという暗黙の了解があるため」は6割弱、「ない……貿易売買契約書自体を作成していない」は2割弱、「あ

表3 紛争解決方法規定の有無 (回答数ベース)

(単位%)

	1999年 (98件)	2003年 ¹⁹⁾ (55件)	2008年 (57件)	2013年 (80件)	2018年 (64件)
ある……売買当事者が誠意をもって話し合いをおこなう旨の紛争解決規定	28件 (28.6)	9件 (16.4)	14件 (24.6)	24件 (30.0)	15件 (23.4)
ある……同業者団体の仲介による紛争解決規定	3件 (3.1)	1件 (1.8)	1件 (1.8)	2件 (2.5)	0件 (0.0)
ある……商事仲裁による紛争解決規定	7件 (7.1)	3件 (5.5)	3件 (5.3)	1件 (1.3)	5件 (7.8)
ある……訴訟による紛争解決規定	2件 (2.0)	0件 (0.0)	2件 (3.5)	3件 (3.8)	1件 (1.6)
ない……売買当事者には誠意をもって話し合いにより解決をはかるとい暗黙の了解があるため	43件 (43.9)	32件 (58.1)	22件 (38.5)	30件 (37.5)	23件 (35.9)
ない……貿易売買契約書自体を作成していない	15件 (15.3)	10件 (18.2)	11件 (19.3)	19件 (23.8)	20件 (31.3)
その他	0件 (0.0)	0件 (0.0)	4件 ²⁰⁾ (7.0)	1件 ²¹⁾ (1.3)	0件 (0.0)

る……売買当事者が誠意をもって話し合いをおこなう旨の紛争解決規定」は約16%、「ある……商事仲裁による紛争解決規定」は約6%、「ある……同業者団体の仲介による紛争解決規定」は約2%を占めていた。

2008では、「ない……売買当事者には誠意をもって話し合いにより解決をはかるとい暗黙の了解があるため」は4割弱、「ある……売買当事者が誠意をもって話し合いをおこなう旨の紛争解決規定」は約25%、「ない……貿易売買契約書自体を作成していない」は2割弱、「ある……商事仲裁による紛争解決規定」は約5%、「ある……訴訟による紛争解決規定」は約4%、「ある……同業者団体の仲介による紛争解決規定」は約2%を占めていた。

2013では、「ない……売買当事者には誠意をもって話し合いにより解決をはかるとい暗黙の了解があるため」は約4割弱、「ある……売買当事者が誠意をもって話し合いをおこなう旨の紛争解決規定」は3割、「ない……貿易売買契約書自体を作成していない」は2割強、「ある……訴訟による紛争解決規定」は約4%、「ある……同業者団体の仲介による紛争解決規定」は約3%、「ある……商事仲裁による紛争解決規定」は約1%を占めていた。

2018では、「ない……売買当事者には誠意をもって話し合いにより解決をはかるとい暗黙の了解があるため」は約4割弱、「ない……貿易売買契約書自体を作成していない」は3割強、「ある……売買当事者が誠意をもって話し合いをおこなう旨の紛争解決規定」は2割強、「ある

19) 6 貿易売買契約書の部分に下線があり、「意味がありますか?」と記述されていた回答票があった。

20) *L/C。*あると思うが20年来トラブルがないから把握していない。

21) *「ある……売買当事者が誠意をもって話し合いをおこなう旨の紛争解決規定」、「ある……同業者団体の仲介による紛争解決規定」、「ある……商事仲裁による紛争解決規定」、「ある……訴訟による紛争解決規定」。

……商事仲裁による紛争解決規定」は1割弱、「ある……訴訟による紛争解決規定」は約2%を占めていた。

時系列的には、2003年には他年に比べて「ない……売買当事者には誠意をもって話し合いにより解決をはかるといふ暗黙の了解があるため」の回答比率が高く、「ある……売買当事者が誠意をもって話し合いをおこなう旨の紛争解決規定」が低くなっていたが、各年ともに相対的にそれら二つの選択回答肢の回答比率は高止まりで推移していた。「ない……貿易売買契約書自体を作成していない」の回答比率は年々微増傾向を示しており、貿易取引で生じるリスクに対する適切な措置が講じられていない。「ある……商事仲裁による紛争解決規定」の回答比率は1999年から2013では低率かつ微減傾向で推移しており、2018では増加に転じていたが、貿易業者は一般に売買当事者にとって最善の紛争解決方法とされている商事仲裁をほとんど利用していない。

第4章 ウィーン売買条約の理解度

1 アンケート結果の比較²²⁾

「貴社は『ウィーン売買条約』または『CISG』の内容を知っていますか」について質問したところ、表4の回答を得た。

表4 ウィーン売買条約(CISG)の理解度（回答数ベース）（単位%）

	2013年 (79件)	2018年 (63件)
全く知らない	34件 (43.0)	31件 (49.2)
あまり知らない	19件 (24.1)	13件 (20.6)
ほとんど知らない	18件 (22.8)	8件 (12.7)
少しは知っている	8件 (10.1)	10件 (15.9)
大体は知っている	0件 (0.0)	1件 (1.6)
その他	0件 (0.0)	0件 (0.0)

2 結果の分析

ウィーン売買条約（CISG；United Nations Convention on Contracts for the International Sale of Goods〔Vienna Sale Convention〕）は2020年4月1日現在93カ国が加盟し、わが国も2009年8月から効力が生じている。それにより輸出国、輸入国がともに同条約の加盟国で、輸出入業者がそれぞれ自国に営業所をもつ場合には、契約上規定されていない部分については輸出入国の法律に優先して同条約がその規定する範囲内で適用される。したがって、わが国の貿易業者は実務上同条約内容を熟知しておく必要がある。

22) 2013年調査で初めて質問項目とした。

2013では、「全く知らない」は4割強、「あまり知らない」は約24%、「ほとんど知らない」は2割強で、いわゆる「知らない」と回答した者は計約9割を占めていた。一方、「少しは知っている」は約1割であった。わが国において同条約が有効となってから3年数カ月が経過した時点での調査結果からすると、いわゆる「知っている」との回答者が極めて少ないといわざるを得ない。

2018では、「全く知らない」は5割弱、「あまり知らない」は約2割、「ほとんど知らない」は1割強で、いわゆる「知らない」と回答した者は計8割強を占めていた。一方、「少しは知っている」は2割弱、「大体は知っている」は約2%で、いわゆる「知っている」と回答した者は計2割弱であった。わが国において同条約が有効となってから9年が経過した時点での調査結果からすると、いわゆる「知っている」との回答者が増加したものの、依然として少ないといわざるを得ない。

結びにかえて

以上のように本稿では、1999とほぼ同じ質問項目について行った2003、2008、2013、2018のデータをもとに、各調査年での、第1章使用するトレード・タームズに対する準拠規則、第2章トレード・タームズの準拠規則を非準拠の理由とその対処策、第3章紛争解決方法の規定の有無とその内容、第4章ウィーン売買条約の理解度などの実態を把握し、併せて1999から2018にかけてそれらの実態に変化の兆しが生じてきたのかどうかについて考察してきた。とくに本稿では2018を新たに追加することで一層の考察が可能となった。この結果を踏まえて貿易業者は今後の取引においてとくに以下の諸点に留意を要するべきである。

I トレード・タームズを使用するうえでの留意点

売買当事者が使用するトレード・タームズが表す種々の内容は地域・国により様々に異なる解釈がとられている。一当事者が例えばFOBというトレード・タームズを用いて取引を行おうとし、他の当事者もそれに同意した場合、当該取引は、それぞれの当事者が経験的・慣習的に勝手に頭に思い浮かべたFOBに包含された種々の意味をもって進行するという危ういものとなる。したがって売買当事者は、トレード・タームズの解釈規則を特定し、共通の規則を遵守することで無用の混乱を避けることが必要となる。しかし、「どの規則にも準拠していない」は、最も高い回答頻度(2.1~2.7社に1社)で推移していた。「どの規則にも準拠していない」を選択した業者は、知ってか知らずか一つ間違えれば大変な紛争の生じる恐れを内包しながら取引を行っていることになる。このような貿易業者は現在の自社の取引状況を十分に理解したうえで適切な対応策を講じるべきである。

「どの規則にも準拠していない」と回答した者からその理由を明らかにした。

「特に問題が生じたことがないから」は、高い回答頻度（1.1～1.8社に1社）のままで推移していた。「それが長年のやり方であるから」は、2018を除いてつぎに高い回答頻度〔1.5～3.1社に1社〕のままで推移していた。但し、2018では下位の回答頻度〔3.0社に1社〕となっていたが、2008の回答頻度〔3.1社に1社〕より高くなっていた。「相手方からの要求がないから」は、比較的高い回答頻度（2.7～5.2社に1社）のままで推移していた。一方、「どんな規則があるのか知らないから」は、比較的高い回答頻度（2.7～4.4社に1社）、「どの規則が適切であるか分からないから」は、比較的低い回答頻度（3.1～9.0社に1社）のままで推移していた。

これらから、貿易業者がトレード・タームズの準拠規則を取り決めていないのは、概してトレード・タームズの解釈規則について無知でどの規則が適切であるか分からないからではなく、むしろ長年トレード・タームズに対する解釈規則に準拠していなくとも、それでとくに問題が生じたことがなく、相手方から解釈規則の準拠を求められないから、現行においてもそれに非準拠のままであるものと推測できた。

売買契約書で取り決める条件は、一当事者の自由にはならず、相手方の合意を要する。長年同じ業者と取引関係があり、その中で互いに信頼関係を築いてきた同士では、今さら改めて契約書にトレード・タームズの準拠規則を盛り込むことは難しいかもしれない。しかし今まではトレード・タームズの解釈にかかわる問題が生じなかったとはいえ、それはいつ生じとも限らない。また契約書中で取り決める詳細な条件の多くは取引が成功裡に終了した時点で無駄に終わるであろう。しかし、低い確率であっても生じる可能性のある限り、それに備えて契約書などで準拠規則を取り決めておくべきであろう。貿易業者が今後その方向で改善を図ることが肝要となろう。

つぎに、「国際商業会議所（ICC）が制定したインコタームズ（何年版かは明示しない）」は、回答頻度は低いものの、一応準拠規則を表示しているという点では、「どの規則にも準拠していない」場合に比べて勝ると考えられる。しかし、インコタームズは任意規則であり最新版を自動的に援用するようにはならず、ひいては売買当事者間でインコタームズの何年版かの特定に相違が生じる恐れがあり、貿易業者はこの点についても留意が必要である。

調査時に最新のインコタームズへの準拠頻度についてみると、1999では「国際商業会議所（ICC）が制定したインコタームズ1990年版」は、1990年の改定後丸8年経過したにもかかわらず決して高いとはいえない回答頻度（3.2社に1社）であった。2003では「国際商業会議所（ICC）が制定したインコタームズ2000年版」は、2000年の改定後丸2年しか経過しておらず低い回答頻度（12.5社に1社）となっていたが、2008では改定後丸7年経過したことから順調に回答頻度は（4.6社に1社）上昇していた。通常、改定後年月の経過とともにインコタームズ規則を準拠する者の増加が見込めると予想され、この結果は当然の流れであるといえる。しかし、インコタームズがトレード・タームズの準拠規則として優れているかどうかは別として、実質的に他に適当な準拠規則が存在しない現状でインコタームズ2000年版を準拠規則としている頻度

は2008年においても低いといわざるを得ない。

それに対して、2013では「国際商業会議所 (ICC) が制定したインコタームズ2010年版」は、2010年の改定後丸2年経過しただけであるにもかかわらず比較的に高い回答頻度 (5.5社に1社) となっていたが、2018では改定後丸7年経過したにもかかわらず、回答頻度はほぼ同じであった。「国際商業会議所 (ICC) が制定したインコタームズ2000年版」での準拠頻度の推移と比べて「国際商業会議所 (ICC) が制定したインコタームズ2010年版」でのそれは、相違する結果となっていた。すなわち、「国際商業会議所 (ICC) が制定したインコタームズ2010年版」では、短期間で高い回答頻度を示したものの、長期間経過後においてもその頻度は上昇していなかった。

「社内独自に作成した規則」は、本調査からは、どのような内容の規則を社内規定したのかまでは具体的に把握できないが、この種の規定を完璧に作成するには専門的知識と経験が必要となる。このため既存の規定を準拠規則とする方が売買当事者にとっては手間や暇を省けメリットが多いといえる。

II 商事紛争処理対策における留意点

貿易業者が契約書で紛争解決方法を規定していない場合、「ない……売買当事者には誠意をもって話し合いにより解決をはかるとい暗黙の了解があるため」は、各年ともに4割弱から6割弱の間で選択比率が推移していた。また「ない……貿易売買契約書自体を作成していない」は、1割5分から3割強の間で推移していた。これらは紛争解決方法として気休め程度に過ぎずまったく実効性のない方法である。とくに契約書自体を作成していないのは貿易業者として論外の行いであるといわざるを得ない。もちろん貿易業者が長きにわたって取引関係にあり、互いの信頼関係を構築している場合には、紛争解決方法を省略したり契約書自体を作成しない例があることは承知している。しかし、貿易業者はこれはあくまでも例外的な措置であることを理解すべきである。

貿易業者がそれで紛争解決方法を規定している場合、「ある……売買当事者が誠意をもって話し合いをおこなう旨の紛争解決規定」は、各年ともに2割弱から3割の間で選択比率が推移していた。貿易業者は、紛争発生時にはその解決に向けて努力することは当然であり、その当然ともいえるスローガンを紛争解決方法として規定したところで具体的な解決方法でなければ実効性に乏しい規定であるといわざるを得ない。「ある……商事仲裁による紛争解決規定」は、実務上最も現実的で適切な解決策とされている。しかし、紛争解決方法としてこの方法を契約書に規定した貿易業者は各年ともに約1～7%の間で推移しているに過ぎなかった。もちろんこの解決策を規定した場合であっても、それで十分な解決が図れるわけではない。実際には仲裁機関名、仲裁規則を指定しそこから下された裁定が売買両当事者に対してどのような効果をもたらすのかなどについて詳細に規定する必要がある。そこまでの手当を行った貿易業者の割

合はさらに低くなると推測できる。貿易業者は万が一に備えて遺漏のないように適切な紛争解決策を契約書で規定しておくことが肝要である。

貿易業者は、実務上の貿易取引では相手方とのかけひきがあり交渉事となるため、理論的に適正な取り決めが必ずしもできるとは限らない。結果として問題を残したままで契約書を作成することになるかもしれない。しかし、貿易業者にとっては当該取引で用いた契約書の中に問題があることを自覚して取引を行ったのが自覚なしにそれを行ったのが重要な意味をもつ²³⁾。前者の場合には、それによって生じるかもしれない紛争を予期し、その対応策についての準備をすることができよう。さらにその後の貿易取引では生じるかもしれない問題を少しでも解消できる方向に本稿を参考として契約内容を改善することができる。一方、後者の場合には、貿易取引を円滑に遂行するうえで必要となる基礎的知識をまず理解し問題点を自覚できるようにすべきであろう。

Ⅲ ウィーン売買条約における留意点

わが国の貿易業者にとってウィーン売買条約についての理解は重要事項である。筆者は同条約の理解度の低さについては推測していたものの、ウィーン売買条約を「全く知らない」、「あまり知らない」、「ほとんど知らない」のいわゆる「知らない」者は、2013では約9割、2018では8割強と依然として圧倒的に多く、「少しは知っている」、「大体は知っている」のいわゆる「知っている」者は、2013では約1割、2018では2割弱といわゆる「知っている」者は微増しているに過ぎなかった。いわゆる「知っている」業者においても同条約の詳細な内容まで理解している業者となるとさらに少なくなるであろうことは想像に難くない。各業者は、同条約に準拠したくないならそれも可能ではあるが、それを含めてまず最低限の同条約についての知識を得る努力が必要である。とくに地方に所在している中小貿易業者はこの点に留意すべきである。

以 上

なお、アンケート調査にご回答頂いた愛媛県内の各企業に対して深謝いたします。また分析内容の文責は一切筆者にあることを申し添えます。

〔付言〕 コロナ禍で遠隔授業が続く大学において。

23) 厳密にはもっと詳細な取り決め内容を要するがここではアンケート調査に関する部分の概括的な指摘にとどめた。貿易業者は各地で開催されている貿易実務セミナーなどを利用して貿易取引や貿易契約に関する理解を深めるのも一策であろう。